

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月25日

千葉市長 熊谷俊人

#### 千葉県規則第46号

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成8年千葉県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年度分の所得税額とする。）」を「について入院措置のあった月の属する年度（当該入院措置のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額」に改める。

別表中「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「1,470,000円」を「564,000円」に、「1,470,001円」を「564,001円」に改め、同表に備考として次のように加える。

#### 備考

1 この表における所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規

定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 当該患者又はその配偶者若しくは当該患者と生計を一にする扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同条第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定は、令和元年6月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この規則の適用日において現にこの規則による改正前の千葉市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」

という。)第8条第1項に規定する入院措置により入院している者であって、改正後の千葉県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(以下「改正後の規則」という。)第8条第2項及び別表の規定に基づき入院費用の額を算定するならば新たに入院費用を徴収されることとなる者に係る入院費用の額は、当該入院措置に係る入院の期間については、なお従前の例による。ただし、改正前の規則第8条第2項及び別表の規定に基づき入院費用の額を算定するならば新たに入院費用を徴収されることとなる者に係る入院費用の額については、この項本文の規定にかかわらず、当該入院措置に係る入院の期間について、改正前の規則第8条第2項及び別表の規定に基づき新たに入院費用を徴収されることとなるときまでの間に限り、同様とする。